

1. 接触・飛沫感染防止を徹底すること

(1) 接触感染の防止

- 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）は複数人で共用せず、消毒を徹底すること。導線上の接触箇所（ドアノブ、エレベーターボタン等）の消毒を徹底すること。
- せっけんによる手洗いを徹底し、手指消毒用アルコールを備え付けて使用すること。

(2) 飛沫感染の防止

- マスクを着用し、研究室等においては、人と人との間に十分な距離を保持（2メートル以上）すること。
- 可能な限り短時間となるよう、適切な従事時間管理に留意すること。
- テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、研究室等であっても人が集まる形での打合せ等を回避すること。

(3) 換気の徹底等

- 職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理すること。窓が開閉可能な場合、基本的に常時、窓を全開して換気を行うこと。

2. 健康管理を徹底すること

- 朝晩の検温等の毎日の健康管理を必ず行い、記録をとること。
- 少しでも症状のある者は在宅勤務とし、決して出勤させないこと。

3. すべての関係者の名簿管理と入退室等の活動歴を記録すること

- 接触追跡ができるよう、個々人の入退室等の活動歴を記録すること。
- すべての関係者の緊急連絡体制を構築すること。

4. 通勤時にも感染防止行動を徹底すること

- 公共交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用する場合は時差通勤を行うとともに、利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）を積極的に活用すること。
- 公共交通機関を利用する場合、マスクを着用し、不必要な会話等を抑制すること。
- 出勤後、帰宅後の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

5. 安全確保に必要な措置を徹底すること

- 関係法令を遵守し、研究室の安全確保に必要な措置を講じること。
- 一人での作業は避けること。
- 非常時の連絡通報体制を構築すること。